

令和6年1月29日

東京都職員信用組合

令和6年能登半島地震に係る「能登半島地震災害復旧支援ローンの取扱開始」
及び「定期預金等の満期前払戻しのお取り扱い」について

このたびの令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに心より
お見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

東京都職員信用組合は、被害を受けられたご親族などの災害復旧に役立てて
いただくために、「能登半島地震災害復旧支援ローン」の取扱いを開始しますの
で、お知らせいたします。

また、必要に応じて定期預金などの満期前払戻しを希望される場合には、
お気軽に預金課窓口までご相談ください。

<ご連絡先>

東京都職員信用組合

預金課 03-3349-1403

融資課 03-3349-1402

能登半島地震災害復旧支援ローン

- 1 ご利用いただける方（※次の条件の全てを満たす方がお申込対象となります）
 - ・東京都職員信用組合の組合員資格がある方（※有期雇用の方を除く）
 - ・令和6年能登半島地震の発生により被害を受けられた方のご親族（3親等以内の血族・姻族）
- 2 融資形式
 - ・証書貸付
- 3 資金使途
 - ・令和6年能登半島地震の発生により被害を受けたご家族の生活安定を支援する資金
- 4 融資金額
 - ・10万円～300万円（万単位）
- 5 融資期間
 - ・6ヶ月～7年以内（6ヶ月単位）
- 6 融資利率
 - ・1.5%（変動）
- 7 返済方法
 - ・元利均等払（例月・ボーナス返済併用可）
- 8 必要書類
 - ① 本人確認証
 - ② 共済組合員証
 - ③ 直近給与明細書、源泉徴収票
 - ④ 罹災証明書（原本）
 - ⑤ 被災者との続柄が判る書類（3親等以内の血族・姻族）※④⑤についてご提出までお時間を要する場合は、ご相談ください。
- 9 取扱期間
 - ・令和6年1月29日から令和6年7月31日まで